

# ○独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書

制定認可：平成15年10月2日付農林水産省指令15生産第4153号

変更認可：平成17年4月1日付農林水産省指令16生産第6656号

平成30年12月28日付農林水産省指令30生産第1648号

(業務の委託)

第253条 機構は、次の各号に規定する業務の一部を当該各号に掲げる者に委託することができる。

(1) 指定乳製品等の輸入の業務（輸入の決定を除く。）及び指定乳製品等の買入れの業務（買入れの決定を除く。）については、輸入業者

(2) 肉用牛及び肉豚についての交付金、畜産業振興事業に対する補助、加工原料乳についての生産者補給交付金等及び集送乳調整金又は肉用子牛についての生産者補給交付金等に係る業務（補助金又は交付金等の交付の決定を除く。）については、都道府県その他理事長の指定する者

(3) 肉用牛についての交付金の交付に係る業務（第4条の交付金の交付並びに第11条の標準的販売価格及び第12条の標準的生産費の算出に関するものを除く。）については、積立金管理者

2 機構は前項第2号及び第3号に規定する業務を委託する場合には、委託要綱を定め、農林水産大臣に届け出るものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 機構は、第1項に規定するもののほか、その業務の効率的かつ効果的な運営に資すると認めるときは、その業務について他に委託することができる。